

## 申請枠区分

通常枠

## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

### 1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

## ■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人十勝うらほろ楽舎

団体代表者 役職・氏名

山内一成

分類

法人番号

3460105002198

団体コード

申請団体の住所

北海道十勝郡浦幌町字寿町7番地1

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

## ■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

## 2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

## 3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
一般社団法人十勝うらほろ楽舎	幹事団体	幹事団体
株式会社すくらむ	構成団体	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）
情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	十勝リジェネラティブ・イノベーション		
	事業名(副)	リジェネラティブ(大地再生型) 農業の十勝エリア普及に向けたイノベーションの創出		
	団体名	一般社団法人 十勝うらほろ楽舎	コンソーシアムの有無	あり
事業の種類1	③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="checkbox"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="checkbox"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="checkbox"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="checkbox"/>	⑥女性の経済的自立への支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
<input type="checkbox"/>	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="checkbox"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
2.飢餓をゼロに	2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。	<p>本事業は、北海道十勝地域においてリジェネラティブ農業(RA)を導入・普及させることにより、地域農業の持続可能性を高めるとともに、日本の食料自給率の向上を目指すものである。RAは、耕さない農法、被覆作物の利用、多様な輪作体系、化学肥料や農薬の最小限化、生きた根の維持、家畜との連携といった手法を通じて、土壌の質を改善し、生態系の回復を促進する農業モデルである。</p> <p>こうした取り組みは、まさにターゲット2.4が掲げる「持続可能な食料生産システムの確保」および「気候変動・干ばつ・洪水などへのレジリエンス向上」に資するものである。RAは、炭素を土壌に固定することで温室効果ガスの排出抑制にもつながり、気候変動に対する適応力を備えた農業の実現に直結する。</p> <p>さらに、本事業は単なる技術導入に留まらず、農家・企業・消費者が連携し、地域全体での取り組みを進めるエコシステム型の社会実装を目指しており、地域コミュニティと環境の両方を支える「強靱な農業」の実現に向けた実践的なモデルといえる。</p>

<p>_8.働きがいも経済成長も</p>	<p>8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。</p>	<p>本事業は、環境再生型農業（リジェネラティブ農業：RA）の普及を通じて、十勝地域の農業における資源効率の向上と持続可能な生産体制の構築を目指すものであり、SDGsターゲット8.4と強く連動している。</p> <p>従来の慣行農業では、化学肥料や農薬、燃料といった外部資材に大きく依存することで、生産性は高くとも、土壌劣化や水質汚染、温室効果ガスの排出といった環境悪化を引き起こしていた。一方、本事業が推進するRAは、土壌の自然回復力を活かし、資源の内部循環と生態系サービスの活用に基づく生産体制を構築する。これにより、農業の生産性を維持・向上させながら、外部資材の使用量を削減し、環境負荷を大幅に軽減することが可能となる。</p> <p>また、RAの導入は単に環境面の改善だけでなく、農家の経営安定や新たな雇用の創出、若者の参入促進など、地域における「働きがいのある農業」の実現にも寄与する。</p> <p>このように、本事業は「経済成長と環境悪化の分断」を実現する先進的モデルとして、SDGsターゲット8.4に対して実効的な貢献を果たす内容となっている。</p>
<p>_13.気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>	<p>本事業は、リジェネラティブ農業（RA）の導入と普及を通じて、気候変動への緩和と適応の両側面から貢献するとともに、地域社会における教育・啓発・能力強化の実践的な場を提供する取り組みであり、SDGsターゲット13.3と深く結びついている。</p> <p>RAは、耕作を抑えた農法や被覆作物の活用により土壌中の炭素を固定し、温室効果ガスの排出を抑制する「気候変動の緩和」効果を有している。また、多様な作物の輪作や土壌の保水力向上により、干ばつ・豪雨・気温上昇といった異常気象へのレジリエンスを高める「適応」手段ともなる。</p> <p>さらに本事業では、農家・企業・消費者を対象に、RAや気候変動への理解を深める勉強会・イベント・体験プログラムを継続的に実施する計画であり、地域住民の「教育・啓発」機会を確保している。また、RAの実践に必要な技術・指標・ノウハウを体系化し、農家や関係者に共有することで、地域全体の人的能力や制度基盤の強化にもつながる。これにより、持続可能な農業を軸とした「気候変動に強い地域社会」づくりが可能となる。</p>
<p>_15.陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。</p>	<p>本事業は、北海道十勝地域においてリジェネラティブ農業（RA）を推進し、農地の環境再生を通じて生物多様性と土壌・水循環の健全化を目指す取り組みであり、陸域・山地の生態系保全にも寄与する内容である。</p> <p>十勝の農地の多くは山地・丘陵地と隣接しており、過度な耕作や化学資材の使用が山地生態系への間接的な影響（例：土壌流出、水系汚染、生態系断片化）を及ぼしてきた。RAでは、被覆作物による土壌保護、輪作による根系多様化、草地・林縁の活用、農薬・化学肥料の抑制などを通じて、農地と周辺山地の境界環境（エッジ）を再生し、生物の回廊（コリドー）や多様な生息環境の復元を促す。</p> <p>また、RAの実践は鳥類、昆虫、微生物などの在来生物の生息に適した環境を整えることから、生物多様性の維持と自然共生の農業空間の創出にもつながる。こうした活動は、山地の機能（保水、生物多様性、文化的景観など）を農業と共存させることで、地域全体の生態系の回復力と持続可能性を高める。</p> <p>さらに、農業者・地域住民・企業が連携し、RAの実践を通じて「農と自然が共生する地域づくり」を進めることで、山地生態系がもたらす文化的・経済的・環境的便益の理解と保全意識の向上にも寄与する。</p>

17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	<p>本事業は、農家、企業、消費者、行政、教育・研究機関、市民団体など、多様なステークホルダーが協働するマルチステークホルダー型の地域エコシステムを構築し、リジェネラティブ農業（RA）の社会実装を目指す点で、ターゲット17.17が掲げる「パートナーシップの推進」と強く一致している。</p> <p>具体的には、地域内の農業者とともにRA実践を推進するほか、企業とはCSV・CSRの文脈で商品開発や資金支援、RAファンドの創設を行う。行政とは地域農政との連携、市民社会とは協働・共学の間を形成し、横断的な連携と共同意思決定の枠組みを実現している。</p> <p>さらに、大学・研究機関との連携によってRAの効果測定や指標開発を進め、企業・農家・住民との共有知として活用するなど、知識・資源・役割を分担しあう仕組みが設計されている。また、これらの関係を「一過性の支援関係」ではなく、「共創型コミュニティ」として継続的に育てていく点において、持続可能なパートナーシップモデルとして先駆的である。</p> <p>このような取り組みは、地域課題の解決において、一団体だけでなく多様な主体の強みを統合し、社会的インパクトを最大化する構造的手法であり、まさにSDGsのゴール17が目指す国際的ビジョンに則したアプローチである。</p>
----------------------	---	--

## I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	200/200字
<p>十勝うらほろ楽舎が目指すのは次世代につながる地域社会のモデルをつくること。そのために、次の3つの柱に沿って中間支援事業を展開しています。 1.交通物流や医療福祉、エネルギーなどの暮らしに欠かせない町の社会基盤を育むこと、2.収益や自然文化といった資本を育むこと、3.これらの取り組みを通じて町に集まってくる若者を受入れ、人材として育むこと。地域に残る多様な課題を行政・企業と連携しながら解決しています。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	201/200字
<p>①官民協働のまちづくり事業 十勝浦幌町のパートナーとして、まちづくり計画に基づいた町の課題解決に向けた下記の事業を受託し、企画・運営・実施を行う。</p> <p>②人材育成事業 企業の次世代リーダー育成プログラム「うらほろアカデミア」の実施。</p> <p>③食・農マーケティング事業 農業・商業など地域事業者向けの戦略コンサルティング、農業インターン「アグリダイブプログラム」企画運営、フードツーリズム事業等。</p>	

## II.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	北海道十勝地域	<p>本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。</p>	なし
直接的対象グループ	北海道十勝地域のリジェネラティブ農業に関心のある生産者と生産者グループ					(人数)	100戸	
最終受益者	<p>中間受益者：従来の大規模農業を展開している農業者 従来やり方では経営が立ち行かなくなる農業者が、新たな農業スタイルとしてのリジェネラティブ農業の知見にアクセスができ、ノウハウや資金援助が受けられる。</p>					(人数)	<p>中間受益者：5000戸 最終受益者：1億2000万人</p>	

事業概要	<p>本事業は、十勝地域におけるリジェネラティブ農業（RA）を核とした「農と食のイノベーションモデル」を実証する取組である。</p> <p>その革新性は、①複数農家が連携し、地域単位でデータを共有・分析する協働型リサーチモデルを構築する点、②農業者・研究者・流通事業者・自治体が参加するマルチステークホルダー型の知見共創体制を導入する点にある。これにより、現場データを科学的評価と社会実装の両面から統合し、地域発のエビデンスベース農業モデルを形成する。</p> <p>取得データは土壌有機炭素量や収益性等の指標で可視化し、農業者が自ら意思決定できる地域版モニタリング基準として整備する。同時に、RA作物のブランド化・市場形成を進め、流通事業者・料理家・企業などと連携して、環境価値を「見える化」した販売・消費の仕組みを構築し、環境再生と経済性を両立させるマーケット基盤を創出する。</p> <p>実施体制は、資金分配団体である一般社団法人十勝うらほろ楽舎および構成団体である株式会社すくらむを中核に、①RA農家コンソーシアム、②研究機関、③流通・ブランド化団体の三層連携で展開する。</p> <p>主たる短期アウトカムとして「リジェネラティブ・アグリチャー」5名を育成し、科学的根拠に基づく探求型農業者モデルを確立する。これらの取組を通じて、2035年までに十勝全域への展開を図り、「十勝型RA」の社会実装を通じて日本の食料自給率の維持・向上を実現する。</p>
598/600字	

### Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	1000/1000字
<p>北海道十勝地域は、全国有数の畑作・酪農地帯として日本の食料生産を支えてきた。しかし近年、気候変動の影響による干ばつ・豪雨の頻発、化学肥料や燃料価格の高騰、土壌有機物の減少などにより、持続的な農業生産の基盤が揺らぎつつある。効率重視型の慣行農業は収量を維持する一方で、土壌や生態系の再生力を弱め、長期的な生産力の低下を招いている。北米など海外ではリジェネラティブ農業（再生型農業：以下RA）により土壌再生および農業経営の再生を行った成功事例が生まれているが、北米よりも湿潤な十勝地域においてはその手法をそのまま適用できず、地域に適した独自のアプローチを開発する必要性がある。</p> <p>十勝管内農家アンケート（2025年10月N=55）で、RA認知率69.4％、RA関心率64.0％。関心理由の1位は持続的農業の取組み46.0％、2位は化学肥料・農薬のコスト削減44.0％、3位は作物の品質向上40.0％となった。</p> <p>RAは、土壌炭素の蓄積や微生物多様性の回復を通じ、環境を「再生」することを目的とする新しい農業概念である。しかし日本では、地域ごとの気候・土壌条件に即した栽培ナレッジや科学的エビデンス、経済的効果のデータが乏しく、導入初期の収量変動リスクを個々の農家が単独で負担せざるを得ない現状がある。また、共通のモニタリング指標が整備されていないため、実践者間で成果を比較・共有する仕組みが欠けている。</p> <p>さらに、RAによって生産された作物の市場形成にも大きな課題がある。現状では、環境再生や土壌炭素貯留などの取り組みの価値が消費者や流通関係者に十分に伝わらず、付加価値として価格に反映されにくい。海外では「カーボン・プラス」や「リジェネラティブ認証」など新たな市場基準が整備されつつあるが、日本国内では共通認証制度やブランド化の仕組みが確立しておらず、販売チャネルや訴求方法も試行段階にある。結果として、実践農家は環境的に優れた生産を行っても、経済的なリターンを得にくく、継続的な導入インセンティブが弱いという構造的問題を抱えている。</p> <p>このように、十勝地域の農業が直面している課題は、環境劣化と経済的持続性の両面にまたがっている。気候変動に対応しつつ、地域に適したリジェネラティブ農業の基準を確立し、環境価値が正当に評価される市場構造を構築することが、次世代の十勝農業を支える最重要課題となっている。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	149/200字
<p>国や北海道では有機農業推進法やみどりの食料システム戦略のもと、環境保全型農業の支援が進むものの、RAに特化した制度・基準は未整備である。十勝管内でも一部のエリアではRA推進に取り組むための省耕起・カバークロップ導入支援はあるが、地域適応型の科学的基準づくりや複数農家による実証体制は確立していない。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	158/200字
<p>申請団体は十勝の農業者と連携し、既にリジェネラティブ農業（RA）に部分的に取り組む農家の支援やヒアリング調査を通じて、地域農業の持続可能性に向けた課題整理と仮説検証を進めてきた。</p> <p>また、企業・消費者との勉強会やコミュニティ形成活動を展開し、RA普及の基盤づくりを進めており、すでに地域内で初期の取組成果を上げている。</p>	

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	159/200字
リジェネラティブ農業は既存の有機・環境保全型農業制度の対象外であること多く、地域ごとの実証やデータ取得に公的予算を充てる枠組みがない。行政では対応しにくい初期リスク負担や横断的連携を、休眠預金資金により補完し、複数農家・研究機関・事業者等が協働でイノベーション創出に向けた実証を進める社会的仕組みを構築する意義がある。	

#### IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
十勝地域においてリジェネラティブ農業（RA）の普及を進め、2035年までに十勝型RAが100農家で実践され成立している状態、2045年には十勝地域のRA農地面積が全体の30%まで拡大している状態を目指す。
消費者の生産過程への関わり・参加が一般化し、企業はCSV・CSR戦略の一環としてRAを活用。農業の持続可能性が確立され、結果として日本全体の食料自給率が向上する。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
RA導入①圃場ごとRA導入目的と実行計画が策定され、自社で評価・改評価・改善ができる		圃場ごとのロジックモデルとRA導入実行計画		0			3団体分のロジックモデルと実行計画の記載が完了している状態/自己・外部評価可能な内容となっている状態
RA導入②RAの専門知識を有して農業を探求できるリジェネラティブ・アグリサーチャー（以下、RAリサーチャー）が複数名いる  <RAサーチャーの定義> ・農業者が自らの圃場で仮説設定→実験→データ収集→データ分析→仮説検証→改善トライアルを行う実践型農業探求者（アグリ+リサーチャー）。 ・大学・研究機関・企業との連携により、エビデンスに基づくリジェネラティブ農業を実装。 ・土壌・作物・経営データを科学的に分析し、地域・研究機関・他農家と共有できる“開かれた探究者”。		RAサーチャーの数		0			十勝地域で5名以上
ガイドライン作成①十勝型RAのナレッジがWebサイトに集積され、農業者が簡単にアクセスできる		RA研究者の掲載者数		0			RA研究者の掲載3名
ガイドライン作成②十勝型RAの代表的な作物においてガイドラインが定義されている		ガイドラインが定義された作物の数					3作物
市場形成①RA実践農家図鑑サイトの作成 RA実践農家の取り組みを紹介する情報サイトを立ち上げることで、RA商品のブランド確立に向けた情報発信や継続的な支援構築ができています。		サイト構築・公開/登録数/アクセス数		0			サイト正式公開/5 RA実践農家掲載/月1,000アクセス
市場形成②十勝型RAにより生産された農作物が定期販売・流通されている		RA作物の取扱数/飲食店連携数/流通や通販サイト連携数		0			RA作物3商品/飲食店連携3件以上（内1件は大手チェーン）/流通や通販サイト連携2軒以上

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
協働体制構築①：十勝型RA実践者と外部専門家（農業生産技術等）のネットワークができています		ネットワークに参加している生産者（団体含む）数/外部専門家の数		0名			生産者10団体以上/外部専門家5名以上

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<p><b>事前準備：</b> 支援対象となる実行団体①RA実証農家、実行団体②研究機関コンソーシアム、実行団体③市場形成コンソーシアムの要件定義と公募を行う。事前に勉強会等を開催し、公募申請への機運醸成を行う</p>	1年目 2026年4月～2026年9月	95/200字
<p><b>RA導入（実行団体①RA実証農家）：圃場ごとのRAモデル導入計画の作成</b> 資金分配団体の伴走によって各農家グループが自身の経営課題と農地の土壌特性をもとに、RA実現に向けたロジックモデルと導入計画を作成する。 ◆関連する短期アウトカム：RA導入①</p>	1年目 2026年10月～2027年3月	122/200字
<p><b>RA導入（実行団体①RA実証農家）：RA栽培実証（資材調達・整備・栽培・データ収集）</b> ロジックモデルと実行計画に従って、自圃場でRA農業の考え方を取り入れて実際に作物の栽培を始める。必要な資材と圃場の整備費用を休眠預金を活用して補助する。栽培の経過についてデータを収集する。 ◆関連する短期アウトカム：RA導入①</p>	1～3年目 2026年10月～2029年9月	157/200字
<p><b>RA導入（実行団体①RA実証農家）：組織基盤強化、社内研修の企画と実施</b> 自圃場の組織内でRA農業の技術に関する研修会等を企画し、専門的な知見を持ちながら現場を管理する人材を組織内で育成する。 ◆関連する短期アウトカム：RA導入②</p>	1～3年目 2026年10月～2029年9月	114/200字
<p><b>ガイドライン作成（実行団体②研究機関コンソーシアム）：研究者群の組成、若手研究者の育成</b> 十勝型RAのガイドラインづくり、評価指標を作成するにあたって、必要な研究分野を明らかにし、研究者のネットワークを広げる。また、積極的に実践農家に若手研究者や学生を派遣し、研究者の育成にも取り組む ◆関連する短期アウトカム：ガイドライン作成①</p>	1～3年目 2026年10月～2029年9月	164/200字
<p><b>ガイドライン作成（実行団体②研究機関コンソーシアム）：十勝型RAのガイドライン・評価指標作成</b> 実行団体①農家の実証実験により集まったデータを分析し、十勝地域に適した代表的な作物について、十勝型RAの導入ガイドラインを作成する。また、十勝型RAの取り組みを外部・実践農家が評価するための指標についても検討し策定する。 ◆関連する短期アウトカム：ガイドライン作成②</p>	3年目 2028年10月～2029年3月	180/200字
<p><b>ガイドライン作成（実行団体②研究機関コンソーシアム）：十勝型RAのナレッジ集積、発信</b> 作成したガイドラインや実践農家の取り組み（主にRAに関する技術的な取り組み）について収集し発信するためのWebサイトを立ち上げる。研究者リストや外部専門家の情報なども掲載し、今後、RA農業に取り組みたい農家が参考にするために情報を発信する。 ◆関連する短期アウトカム：ガイドライン作成①</p>	2年目 2027年10月～2028年9月	186/200字
<p><b>市場形成（実行団体③市場形成コンソーシアム）：</b> 実行団体が資金を活用し、コンソーシアムで食のプロによるRA作物の官能評価（1年目）、アーリーアダプター消費者のネットワークに向けたRAの魅力発信（勉強会・試食会）、流通・小売り・レストランに対する魅力発信（勉強会・試食会）、テスト販売の実施を行う。更にRA農家への訪問を通じ、その魅力に触れ、RA実践農家図鑑の骨格を固める ◆関連するアウトカム：市場形成①②</p>	1年目 2026年10月～2027年9月	203/200字
<p><b>市場形成（実行団体③市場形成コンソーシアム）：</b> 1年目のRA農家のナレッジやエビデンスを食のプロ、流通・小売り・レストラン・アーリーアダプター消費者に伝え、1年目同様、官能評価・勉強会・試食会・テスト販売などを推進。またRA実践農家図鑑が仮オープンする ◆関連するアウトカム：市場形成①②</p>	2年目 2027年10月～2028年9月	144/200字

<p><b>市場形成（実行団体③市場形成コンソーシアム）：</b> 過去2年間のナレッジをベースに、流通・小売り・レストランで定期的にRA商品が流通され、その内容を料理家やインフルエンサーによる消費者ネットワークがSNSなどを使って自主的なバイラルマーケティングを展開。同時にRA実践農家図鑑が本オープンし、これらを併せて十勝型RA商品のブランド形成が行われている。</p> <p>◆関連するアウトカム：市場形成①②</p>	<p>3年目 2028年10月～2029年3月</p>	<p>191/200字</p>
--	---------------------------------	-----------------

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<p><b>協働体制構築（資金分配団体）：共創ネットワーク組成と共創会議・勉強会・成果報告会の開催</b> RA実践農業者・研究者・流通事業者・自治体が参加する共創ネットワークを組成し、連携を促進するための繋がりづくりと情報共有の場として共創会議を開催する（年3回）。また、学び合いと研修の機会としての交流会や勉強会を開催する（年5回以上）。</p> <p>◆関連する短期アウトカム：協働体制構築①</p>	<p>1～3年目 2026年10月～2029年9月</p>	<p>183/200字</p>
<p><b>協働体制構築（資金分配団体）：専門家とのマッチング支援</b> RAの実践をサポートするため、個々の実践農家からあげられた課題について、外部専門家をコーディネートし課題解決をサポートする。</p> <p>◆関連する短期アウトカム：協働体制構築①</p>	<p>1～3年目 2026年10月～2029年9月</p>	<p>112/200字</p>
<p><b>協働体制構築（資金分配団体）：RAの制度化・支援策の提言</b> RAの導入拡大のため、必要な行政支援や資金的な援助に関して、RA実践結果をもとに関連団体に提言する。</p> <p>◆関連する短期アウトカム：協働体制構築①</p>	<p>3年目 2028年10月～2029年3月</p>	<p>101/200字</p>

#### V. 広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>農業の持続可能性、RAの社会的意義や価値を一般に伝えるため、地域内外での勉強会・試食会などを継続的に開催。SNSやメディア、ウェブを通じて、活動の可視化と共感層の獲得を図る。また生産者の実践事例やエビデンスを発信することに加え食のプロによる作物の官能評価等を発信することでRA農作物や取り組み全体のブランド価値を高める。最終的にはこれらを取りまとめるポータルとしてRA実践農家図鑑を作成し継続発信する</p>	<p>200/200字</p>
<p>連携・対話戦略</p>	<p>農家・研究機関・企業・消費者を巻き込んだ共創型の仕組みづくりを実現するために定期的な対話と共学の場を設ける。農家と研究機関との連携によるデータ収集とエビデンスづくり、企業とのニーズ共有と商品開発、消費者との相互理解を深めるプログラムを展開し、単なる支援を超えた共創ネットワークを構築する。また機械メーカー、流通卸、ITなどの上場企業と連携した技術革新、流通革新により大きな社会インパクト創出を目指す。</p>	<p>200/200字</p>

#### VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

<p>資金分配団体</p>	<p>本事業終了後は資金分配団体の役割を超え「地域RAイノベーション・センター」として機能転換する。実行団体と連携しながら以下の4つを事業の柱に育てて自走を図るとともに、知・人・資金が十勝地域内に集積する共創エコシステムを確立し、十勝で確立したRAモデルを北海道・全国へ波及させる。</p> <p>①RA共創基金の創設による民間資金循環 農家・企業・自治体・社会投資家等から資金を募り、農家のRA実践や研究開発、市場開発などに投資&amp;伴走支援を行う</p> <p>②RAブランド商品の販売 RA実践農家図鑑をもとに販売プラットフォーム化&amp;RA商社機能を充実させる</p> <p>③RAを題材にした教育研修・体験プログラムの収益拡充 既存事業として実施中の農業インターン、企業研修、教育旅行等を拡充 将来的なRA農業の担い手となる人財確保・人財育成にも貢献する</p> <p>④農家のRA移行支援 データ分析・モニタリングによる伴走コンサルティング</p>	<p>398/400字</p>
---------------	--	-----------------

実行団体	<p>1) RA実証農家は事業期間中に獲得した技術や経験をもとに探究と経営を両立するRAサーチャーとして確立し、RAの実践を継続しながら、農産物のブランド価値向上と販路の確立によって高収益化を実現する。また教育・研修・体験プログラム等の受入を通じて人的リソースの確保にも繋げる（上記②③と連携）。</p> <p>2) 研究機関は現場連携型の協働研究・データ公開を進め、十勝RAモデルを国内外へ発信。研究費をRA共創基金から拠出するほか、本事業を通じてインパクト可視化することで国、私設財団等の研究費を獲得する。また研究者が農業現場に出て農家のRA移行へ伴走することでコンサルフィーを農家からもらう（上記④と連携）。</p> <p>3) 市場形成コンソーシアムは「RA農家を応援する購買活動が持続的で高品質な食生活の維持や環境再生・地域再生に繋がる」というブランディングのもとマーケティングを展開し、収益を地域へ循環する（上記②と連携）。</p>	400/400字
------	--	----------

## VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	799/800字
<p>■幹事団体 一般社団法人十勝うらほろ楽舎</p> <p>地域の中間支援団体として多様な社会課題解決を行政・地域事業者・企業等と連携しながら進める中、今後は資金分配を担う助成団体を目指して活動している。昨年度初めて実施した助成事業「若者×うらほろ 未来プロジェクト」では若者の思いを応援しアイデアを生かすことで成長を促進。同時にまちの学びや活性化に寄与することを目的に5万円×3団体に分配した。</p> <p>■構成団体 株式会社すくらむ</p> <p>社会課題解決型の事業開発と資金循環設計を支援している。代表の久保は、法人設立以前にファンドレイザー・プログラムオフィサーとして複数の助成事業に関わってきた。特に、コロナ禍における若者支援を目的とした「Starting 9」助成プログラムでは、10団体に対して各20万円、総額200万円の助成を実施。伴走支援を通じた若手団体の立ち上げ支援と成果の可視化に貢献している。また、特定非営利活動法人北海道NPOバンク理事としてプロジェクト・マネージャーを務め、2023年度に「北海道の広域におけるソーシャルビジネス・インキュベーション構築事業－地域と若者によるソーシャルビジネス開発を通じたモデル創出－」に関わる。</p> <p>■委託団体 北海道NPOファンド</p> <p>民間寄付や遺贈を原資とした助成プログラムを継続的に実施しており、地域課題の解決や災害対応、組織基盤の強化支援に取り組んできた。1999年から継続する「越智基金」は、北海道全域を対象に512団体へ累計約3,000万円を助成している。また、東日本大震災、北海道胆振東部地震、能登半島地震などにおける被災地支援では、複数の基金を通じて78団体・約6,700万円を助成。加えて、地域の担い手育成や組織診断を伴走支援とともに行う「まちのプロジェクト基金」等も展開しており、これらを含めた助成件数は延べ約590件、助成総額は約1億1,000万円にのぼる</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	670/800字
<p>■幹事団体 一般社団法人十勝うらほろ楽舎</p> <p>企業や農家と連携して農業の現状や課題を把握する調査を継続的に実施。その成果を活用した各種企画・支援を展開している。具体的には、令和6年度中小企業庁「地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業（地域実証事業）」において、農業生産者や域内外企業等と連携し、社会的インパクトの観点から地域課題解決事業に取り組む先行事例の創出を行った。（別添：同事業インパクトレポート）同事業では上記に併せて、地域課題解決に取り組みながら収益を確保するビジネスモデルや、地域課題解決事業に必要な連携・支援体制に関する事例分析も実施した。</p> <p>また、農業と若者をつなぐために「アグリダイブ」プログラムを実施し、農家と若者が直接交流し学び合える機会を提供、次世代の担い手育成にも貢献している。更に令和7年は企業クライアント（大手メーカー）依頼案件としてRAリサーチ（アンケート、グループインタビュー、デプスインタビューの3つの調査のコーディネイト・実施・分析）の実査を担当した。</p> <p>■構成団体 株式会社すくらむ</p> <p>2025年2月に他2社と共に社会課題解決型の「インパクトキューブファンド」を設立。資金提供と事業伴走支援を組み合わせたスキームにより、2025年度内に5～10件の投資を予定している。2024年度には北海道初のSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）事業を実施し、翌2025年にはKPI達成率120%を記録。複数セクターと連携した資金調達および伴走支援の実績を有しており、申請事業への応用が可能である。</p>	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3~4団体を予定。 ①RA実証農家、②研究機関コンソーシアム（単独または複数連携）、③市場形成コンソーシアムを想定し、実証・分析・社会実装を分担・連携して担う体制を構築する。	
(2)実行団体のイメージ	①RA実証農家：5名程度の農家が連携し、RAの実証とデータ収集を担う。将来的な展開に向け、農協等との連携が図られていると尚望ましい。 ②研究機関コンソーシアム：大学・公的研究機関が科学的分析と知見整理を実施。単独または共同応募を可とする。 ③市場形成コンソーシアム：ブランド構築・販路開拓を担い、社会実装を推進。 三者が相互補完的に連携する体制を形成する。	178/200字
(3)1実行団体当たり助成金額	①RA実証農家：約5,000万円（100万円×1年間+300万円×2年間）×5農家+共用RA農機1,500万円 ②研究機関コンソーシアム：約6,000万円（2,000万円×3年間） ③市場形成コンソーシアム：約2,680万円（RA実践農家図鑑制作880万、販路開拓300万円×3年、ユーザー評価300万円×3年） 事業内容・成果目標に応じて精査のうえ決定する。	180/200字
(4)案件発掘の工夫	主に十勝うらほろ楽舎がこれまで培ってきた既存ネットワークを活かし、農家・大学・企業・流通関係者等への個別説明を実施。また研究者・実践者・企業を交えた対話型勉強会を開催し、共通理念の確認と相互協力できる関係性の醸成および役割調整を行う。十勝圏・札幌圏・首都圏など広域から多様な主体を募り、地域横断&機能横断的なRA協働研究体制を形成する。	170/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<p>■実施体制内部5名、外部2名（団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業統括マネジメント：山内一成（十勝うらほろ楽舎）</li> <li>・事務局：[REDACTED]</li> <li>・経理体制・・・経理担当：ノースプロダクション</li> <li>・PO体制・・・山内一成（十勝うらほろ楽舎/公募、実行団体の伴走支援）、[REDACTED]</li> <li>・評価体制・・・[REDACTED] 及び外部サポート（予定）</li> </ul> <p>※POは経営、人材育成、マーケティング、インパクト投資などに専門性を有し、農業者への伴走支援の経験豊富な3名</p>				280/300字	
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	3	新規採用人数 (予定も含む)		名	山内は、十勝うらほろ楽舎事業との兼務想定。本事業40%（PO30%、事業統括10%）、十勝うらほろ楽舎事業等で60%想定。 [REDACTED]は、十勝うらほろ楽舎事業との兼務想定。本事業30%、十勝うらほろ楽舎事業70%想定。 [REDACTED]は、すくらむ事業との兼務想定。本事業30%、すくらむ事業70%想定。	
		既存PO人数	3			名
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	コンソーシアムとなる一般社団法人十勝うらほろ楽舎、株式会社すくらむ、及び協力団体となるNPO法人北海道NPOファンドで、月次に財務状況や事業進捗を確認するコンソーシアム会議を実施する。またハンズオン等実行団体の支援もそれぞれの強みを通じて行い、常に資金の流れと各地の実績が見えるように管理する。不具合が生じた場合はすぐに緊急会議を開催し都度問題を解決する。					178/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり					



申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/09/30	
資金分配団体	事業名	十勝リジェネラティブ・イノベーション
	団体名	一般社団法人 十勝うらほろ樂舎

	助成金
事業費	160,880,045
実行団体への助成	136,800,000
管理的経費	24,080,045
プログラムオフィサー関連経費	24,372,680
評価関連経費	14,746,500
資金分配団体用	7,996,500
実行団体用	6,750,000
合計	199,999,225

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	449,785	56,076,754	51,776,754	52,576,752	160,880,045
実行団体への助成		48,000,000	44,000,000	44,800,000	136,800,000
-					
管理的経費	449,785	8,076,754	7,776,754	7,776,752	24,080,045

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	416,640	7,995,680	7,980,180	7,980,180	24,372,680
プログラム・オフィサー人件費等	416,640	4,999,680	4,999,680	4,999,680	15,415,680
その他経費	0	2,996,000	2,980,500	2,980,500	8,957,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	4,415,500	4,415,500	5,915,500	14,746,500
資金分配団体用	0	2,165,500	2,165,500	3,665,500	7,996,500
実行団体用		2,250,000	2,250,000	2,250,000	6,750,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	866,425	68,487,934	64,172,434	66,472,432	199,999,225



## コンソーシアムの実施体制について

### 1. コンソーシアム組成の目的

本コンソーシアムは、地域に根差した実践的な支援力と、社会的インパクトの最大化に向けた専門的な知見を融合させることで、民間公益活動の担い手の組織基盤強化を総合的に支援することを目的とする。

地域に密着した活動実績を有する一般社団法人十勝うらほろ楽舎は、地元の課題や住民ニーズへの深い理解と信頼関係に基づき、現場に即した支援を行う。一方、株式会社すくらむは、ソーシャルインパクト評価やファンドレイジング支援、組織マネジメント支援など、非営利組織の持続可能性を高めるための専門的支援を担う。

本コンソーシアムは、こうした両団体の強みを組み合わせることで、地域性と専門性の両面から支援体制を構築し、多様なニーズに柔軟かつ的確に対応する。さらに、構成団体間の緊密な連携により、支援対象団体の成長段階や課題に応じた伴走型の支援を実現する。

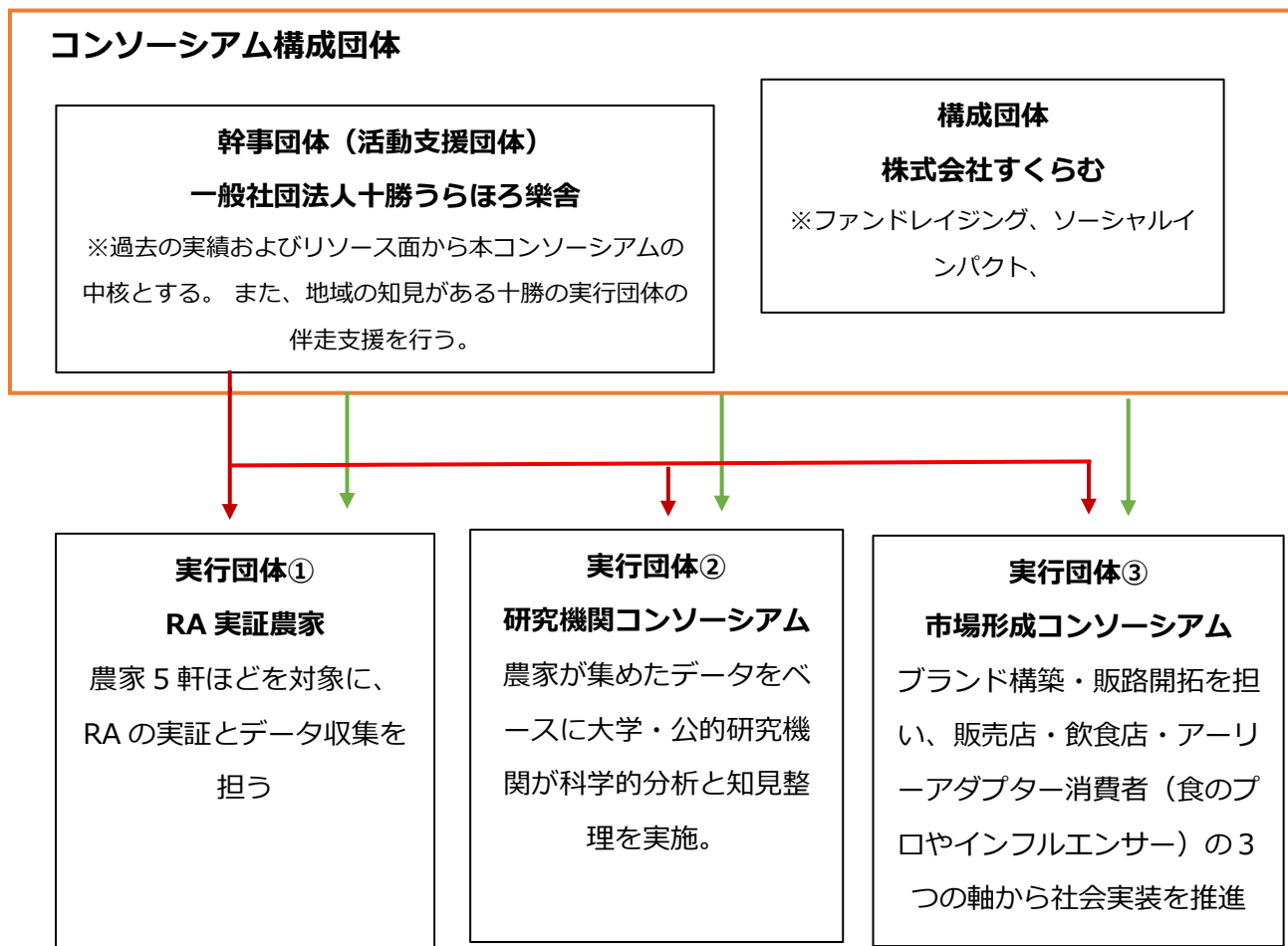
これにより、助成事業を通じて一過性の支援にとどまらず、民間公益活動の継続的な展開を支える「中核的なプラットフォーム」としての役割を果たしていく。

### 2. 幹事団体・構成団体の担当業務

分類	団体名	役割
幹事団体	一般社団法人十勝うらほろ楽舎	<ul style="list-style-type: none"><li>・本コンソーシアムの中核</li><li>・地域内ステークホルダーとの連携調整</li><li>・実行団体の伴走支援</li></ul>
構成団体	株式会社すくらむ	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業のインパクトマネジメント、評価実務</li><li>・実行団体の伴走支援</li><li>・助成実務</li></ul>

### 3. コンソーシアムの体制図

・ ——— 契約・助成金支払い      ——— 伴走支援



\* RA = リジェネラティブアグリカルチャーの略。

## 4.コンソーシアム運営規則（コンソーシアム協定書 別紙 3 に該当する部分）

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条（目的）

本規則は、資金分配団体（以下「本団体」という。）が構成するコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の運営に関し必要な事項を定め、助成対象事業の円滑かつ公正な実施を図ることを目的とする。

#### 第 2 条（定義）

本規則において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1.「構成団体」とは、本コンソーシアムに参加する法人、団体等をいう。
- 2.「実行団体」とは、資金提供を受けて実際に事業を行う団体をいう。
- 3.「本事業」とは、休眠預金等を原資とする助成事業をいう。

### 第 2 章 構成と役割

#### 第 3 条（構成）

本コンソーシアムは、次の者をもって構成する。

- 1.資金分配団体
- 2.連携団体（必要に応じて支援機関やアドバイザーを含む）

#### 第 4 条（資金分配団体の役割）

本団体は、以下の役割を担う。

- 1.実行団体の選定及び契約管理
- 2.実行団体への資金の交付及び支出管理
- 3.実行団体に対する支援、モニタリング、評価の実施
- 4.所管省庁等への報告対応
- 5.その他、事業運営に必要な調整

#### 第 5 条（構成団体の役割）

構成団体は、本団体を補完し以下の事項に協力する。

- 1.実行団体の支援・助言
- 2.地域や分野に関する専門的知見の提供

3.成果測定、評価への参画

4.広報、事例共有、ネットワーク構築支援

### **第3章 会議体**

#### 第6条（運営会議）

- 1.本コンソーシアムに運営会議を設置し、事業の基本方針及び運営に係る事項を協議する。
- 2.運営会議は、構成団体から選出された代表者により構成される。
- 3.会議の議長は資金分配団体の代表者が務める。
- 4.会議は必要に応じて随時開催するものとする。

### **第4章 情報管理と倫理**

#### 第7条（情報共有）

本コンソーシアムの構成団体間では、事業の適切な運営のため、必要な範囲で情報を共有する。

#### 第8条（秘密保持）

構成団体は、本事業を通じて知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

#### 第9条（利益相反の管理）

構成団体は、実行団体との間において利益相反が生じないよう、事前申告と適切な調整を行う。

### **第5章 雑則**

#### 第10条（規則の改廃）

本規則の改正または廃止は、運営会議の決議をもって行う。第11条（附則）

本規則は、コンソーシアム開始日から施行する。

## 5.コンソーシアムにおける本事業の出口戦略

本事業終了後は資金分配団体の役割を超え「地域 RA イノベーション・センター」として機能転換する。実行団体と連携しながら以下の4つを事業の柱に育てて自走を図るとともに、知・人・資金が十勝地域内に集積する共創エコシステムを確立し、十勝で確立した RA モデルを北海道・全国へ波及させる。

### ① RA 共創基金の創設による民間資金循環

農家・企業・自治体・社会投資家等から資金を募り、農家の RA 実践や研究開発、市場開発などに投資 & 伴走支援を行う

### ② RA ブランド商品の販売

RA 実践農家図鑑をもとに販売プラットフォーム化 & RA 商社機能を充実させる

### ③ RA を題材にした教育研修・体験プログラムの収益拡充

既存事業として実施中の農業インターン、企業研修、教育旅行等を拡充  
将来的な RA 農業の担い手となる人財確保・人財育成にも貢献する

### ④ 農家の RA 移行支援

データ分析・モニタリングによる伴走コンサルティング

## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人十勝うらほろ楽舎		
郵便番号	089-5611		
都道府県	北海道		
市区町村	十勝郡浦幌町		
番地等	字寿町7-1		
電話番号	015-576-3772		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://uragaku.or.jp/">https://uragaku.or.jp/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2020/04/01		
法人格取得年月日			

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヤマウチカズナリ
	氏名	山内一成
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3) 役員

役員数 [人]	2
理事・取締役数 [人]	1
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	23	
常勤職員・従業員数 [人]	有給 [人]	11
	無給 [人]	0
	非常勤職員・従業員数 [人]	12
	有給 [人]	12
	無給 [人]	0
事務局体制の備考		

#### (5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

#### (6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

#### (7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

#### (8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

#### (9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

#### (10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

#### (11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	「地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業」（中小企業庁）に採択いただき、大地再生型農業（リジェネラティブ農業）を軸に社会的インパクトを活用しながら地域課題解決に取り組むビジネスモデルの基盤を築いた。



## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名	すくらむ		
郵便番号	065-0015		
都道府県	北海道		
市区町村	札幌市		
番地等	東区北十五条東6-1-11		
電話番号	090-6694-0572		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://li-scrum.com/">https://li-scrum.com/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2024/12/10		
法人格取得年月日	2024/12/10		

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	クボ タクミ
	氏名	久保 匠
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3) 役員

役員数 [人]	0
理事・取締役数 [人]	0
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	0	
常勤職員・従業員数 [人]	有給 [人]	
	無給 [人]	
	非常勤職員・従業員数 [人]	0
	有給 [人]	
	無給 [人]	
事務局体制の備考	業務委託者数5名。内3名が必要に応じて事務局に関与。	

**(5)会員**

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

**(6)資金管理体制**

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一		
決済責任者 氏名/勤務形態			
通帳管理者 氏名/勤務形態			
経理担当者 氏名/勤務形態			

**(7)監査**

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

**(8)組織評価**

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	監査・組織評価については法人設立初年度のため実施なし

**(9)その他**

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

**(10)助成を行った実績**

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

**(11)助成を受けた実績**

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	十勝リジェネラティブ・イノベーション
団体名:	一般社団法人 十勝うらほろ楽舎
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第10条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第11条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第10条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第11条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第10条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第12条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第15条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない	
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	理事会を設置していないため提出不要		
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		理事会を設置していないため提出不要		
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	理事会を設置していないため提出不要		
(2)招集権者		理事会を設置していないため提出不要		
(3)招集理由		理事会を設置していないため提出不要		
(4)招集手続		理事会を設置していないため提出不要		
(5)決議事項		理事会を設置していないため提出不要		
(6)決議(過半数か3分の2か)		理事会を設置していないため提出不要		
(7)議事録の作成		理事会を設置していないため提出不要		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			理事会を設置していないため提出不要	
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規定	資料全体
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規定	第2章、第3章、第4章
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬並びに費用に関する規定	第3条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬並びに費用に関する規定	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第2条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第5条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第11条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第7条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第10条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第10条
(2) 自己申告 「不正発生時には、原因的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第9条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第15条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第16条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第17条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第18条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	ガバナンス・コンプライアンス基本規定	第19条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規定	第2条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規定	第3条、第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第5条、第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金・退職金・慶弔見舞金規定	第4条、第5条、第6条、第7条、第14条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金・退職金・慶弔見舞金規定	第8条、第10条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第3条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第2条、第5条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第4条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	第3条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第15条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第2条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第4条、第17条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第7条、第8条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第18条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第13条、第14条、第15条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規定	第27条、第28条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	十勝リジェネラティブ・イノベーション
団体名:	株式会社すくらむ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 株主総会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第14条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第16条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第14条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第15条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第18条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第19条
<b>● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
<b>● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)招集権者		取締役会を設置していないため提出不要		
(3)招集理由		取締役会を設置していないため提出不要		
(4)招集手続		取締役会を設置していないため提出不要		
(5)決議事項		取締役会を設置していないため提出不要		
(6)決議(過半数か3分の2か)		取締役会を設置していないため提出不要		
(7)議事録の作成		取締役会を設置していないため提出不要		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
<b>● 取締役の職務権限に関する規程</b>				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第9条
<b>● 監査役の監査に関する規程</b>				
監査役は職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	なし	なし
<b>● 役員報酬に関する規程</b>				
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	第3条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	第6条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第2条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(2) 自己申告 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第2章
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第2章
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4章
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報者保護に関する規程	第2章
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報者保護に関する規程	第3章
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員の給与規程	第3条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員の給与規程	第4条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第1条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第2条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第3条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第2条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第4条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第5条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第7条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第8条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第9条

# 一般社団法人十勝うらほろ楽舎 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人十勝うらほろ楽舎と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道十勝郡浦幌町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、持続可能な地域づくり及び持続可能な社会づくりに貢献することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

1. 十勝うらほろ創生キャンプ事業
2. 起業創業支援事業及び人材育成関連事業
3. 地域社会の活性化のためのひとづくり事業及び研修・交流事業
4. まちづくりに関連する事業及び企画コンサル事業
5. ツアーの実施等観光関連事業及びその支援事業
6. 商品開発・生産・販売及びその支援事業
7. 教育関連事業・インターンシップ事業及びその支援事業
8. 医療・福祉関連事業及びその支援事業
9. 飲食業・小売業・卸売業及びその支援事業
10. 土木建築関連事業及びその支援事業
11. 各種物品の賃貸・レンタル・リース事業及びその支援事業
12. 情報発信（提供）及び調査研究・出版等メディア関連事業及び支援事業
13. 不動産賃貸借、管理、仲介、斡旋、及び不動産の利用に関する企画、運営事業
14. その他前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 前項により納付した入会金及び会費は、退社、除名等理由の如何を問わず払い戻しをし

ない。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に退社の申し出をしなければならない。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損する、若しくは当法人の目的に反する行為をする、又は社員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由がある場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の1に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2. 社員総会は、一般法人法に規定する事項及び組織、運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第11条 社員総会の招集は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。

2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第13条 社員総会の議決権は、社員1名につき1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2. 代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員の数)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以内

(選任)

第17条 理事は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって選任する。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定)

第19条 当法人は理事が複数名いるときは代表理事2名以内を置き、理事の互選により選定する。

(職務権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と  
その理事との利益が相反する取引

## 第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

## 第6章 雑則

(委任)

第26条 この定款で定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な規程を、社員総会の決議により別に定めるものとする。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする

設立時理事 近江正隆

設立時理事 辻木勇二

設立時理事 北村昌俊

設立時理事 高室智全

設立時理事 佐藤真司

設立時理事 佐藤功行

設立時理事 宮崎光世

設立時理事 原田健一

設立時理事 高木風人

設立時理事 曾田雄志

設立時理事 浦崎太郎

設立時代表理事

近江正隆

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

近江正隆

北 村 昌 俊

北海道十勝郡浦幌町字宝町53番地の26

株式会社ノースプロダクション

代表取締役 近江正隆

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上

令和3年4月1日改訂

# 定款

株式会社すくらむ

# 株式会社すくらむ定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社すくらむと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 経営コンサルティング業務
- (2) 投資及びそれに関するコンサルティング業務
- (3) マーケティング・リサーチ並びに経営情報の調査、収集及び提供
- (4) 企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及びM&Aに関する支援事業
- (5) 研修、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、実施、運営及びそれらに関するコンサルティング業務
- (6) ウェブサイトの企画、開発、販促、保守及びコンサルティング
- (7) 広告物、出版物、デジタルコンテンツ及びそれらのデザインの企画、制作及び販売並びにその受託
- (8) 映像の企画、立案、制作及び販売並びにその受託
- (9) インターネット、デジタル放送等を利用した映像番組、音楽番組の企画制作及び配信
- (10) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を北海道札幌市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集通知)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

### 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当社に置く取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)



(法令の準拠)

第32条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社すくらむ設立のため、発起人 久保 匠 が電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年11月15日

発起人 久保 匠